

科学で探る  
先達の知恵

# 文化財の 保存と 修復

## 目次

---

### 基調講演：壬申検査と指定制度 **文化財保護への先達の知恵** 11

文化財保存修復学会会長 / 独立行政法人国立博物館 **三輪 嘉六**  
文化財に対する関心 / 文化財保護の変遷 / 壬申検査 / パリ万国博覧会への出品 /  
文化財の段階的保存 / 新しい文化財保存の潮流

---

### 隠された技法の秘密 **源氏物語絵巻を探る** 23

東京文化財研究所 **三浦 定俊**  
はじめに / 源氏物語絵巻にみられる技法 / 源氏物語絵巻の科学的調査法 /  
X線画像による発見 / 蛍光X線による分析 / 白色顔料の分析

---

### 出土赤色顔料の謎 **「赤」に込められた古代人の願い** 33

独立行政法人国立博物館 **本田 光子**  
朱とベンガラ / 墓での赤色顔料の使用例 / 古墳にみられる赤色顔料 /  
墓以外での赤色顔料 / 出土赤色顔料の分析 / 朱とベンガラの使い分け / まとめ

---

### 江戸時代に華ひらいた色金の世界 **世界に誇る日本の金工** 43

奈良文化財研究所 **村上 隆**  
「金工技術」とは / わが国の近世金工と刀装具 / 金属の誘色 / 「誘色」のメカニズム /  
「棹銅」と誘色 / 近代における金工、そして現代へ

---

### 貫工法を中心として **不可能を可能にした古代建築技術** 55

東北芸術工科大学 **宮本 長二郎**  
はじめに / 縄文時代の高床建築 / 貫工法の発展 / 出雲大社古代本殿 /  
鎌倉時代再建東大寺伽藍 / おわりに

---

#### 「文化財の保存と修復」公開シンポジウム実行委員会

委員 長：三輪 嘉六      副委員長：西浦 忠輝  
委員：稲葉 政満、川口 法男、神庭 信幸、杉山 真紀子、桐野 文良、村上 隆、村田 忠繁  
補佐委員：秋山 純子、蓮石 徹

---

## 漆芸の秘法を解き明かす **5000年の人類の知恵**

67

東京文化財研究所 **加藤 寛**

はじめに / 漆の採取 / 漆器をめぐる国際交流 / ヨーロッパに渡った漆器 /  
ヨーロッパへの漆芸技法の教授 / 漆にかかわる疑問 / 漆器の木地製作 /  
なぜ、漆器に布を貼るのか / 科学的な漆芸品調査で確認できた答え /  
出土した実用漆器の分析 / おわりに

---

## うけつがれてきた日本人の知恵 **「木の文化」は「保存の文化」**

79

東京国立博物館 **神庭 信幸**

木材の利用 / 倉の原点としての正倉院 / 木材がもつさまざまな効用 /  
文化財に対する木材の効能 / 木材あるいは木箱の調湿作用

---

## **質疑応答・討議**

89

コーディネーター **西浦 忠輝**

明治政府の宗教政策と廃仏毀釈運動 / 源氏物語絵巻における白色絵具の使い分け /  
なぜ、朱とベンガラを使い分けるのか / 朱の付着した土器は朱をつくる道具か /  
煮色着色の技術は日本独自のものか / 技術の伝播速度 / 蒔絵の技法と布着せ /  
欧米では木材の調湿効果を使っているか / 欧米と日本の木材利用の文化 /  
遺物・遺跡は当初から保存対象だったのか / 中国における朱の使用例 /  
科学で探るための保存を

### CONTENTS

科学で探る  
先達の知恵

文化財の  
保存と  
修復

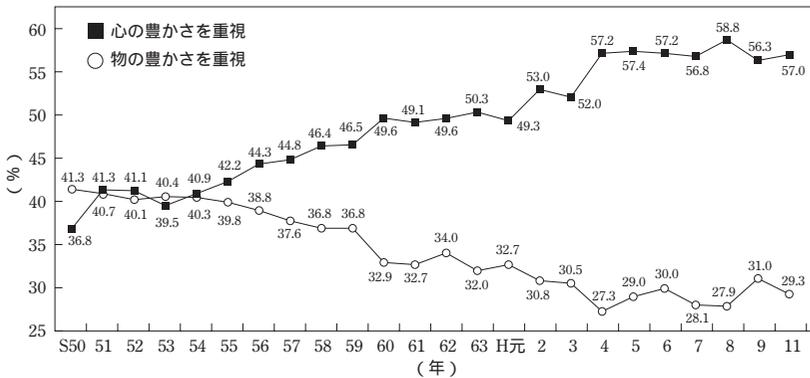


図2 文化に対する国民の意識(総理府「国民生活に関する世論調査」より)

文化財を保存していくことに対しての大きな期待とも読みとれると思います。

## 文化財保護の変遷

文化財保存の流れは、まず明治元年(1868年)ころから説かなければならないでしょう(表1)。この年、『神仏分離令』が布告され、これがのちの廃仏毀釈の運動につながります。わが国では、平安時代から江戸時代まで神と仏が習合していました。たとえば、神社のなかにお寺がある神宮寺の存在などその典型です。しかし、明治維新を迎え、明治政府は神道を国教として宗教政策を展開します。それを契機とした寺院の荒廃など経済的な打撃については、皆さまもよくご存知だと思います。旧物の破壊的な風潮は日本中を吹き荒れました。

私事ですが、私の家は岐阜山中の小さな村にあり本来は曹洞宗でしたが、明治10年代に集落が強制的に神道にかえられたうえ、村の寺は焼かれたり壊されました。地図にないような小さな村であってもそうであったわけですが、辻善之助先生の文化史関係の著作によると、奈良の興福寺の五重塔を、銅の釘をとるためだけに壊そうという発議がなされたり、天平の写経が荒縄に縛られて街路でたたき売りされたのもこのころです。また、鎌倉の大仏がアメリカに売り飛ばされようとしたこともありました。その時期を中心に、寺院などでは全国的に相当な宝物類が散逸、消失しました。

その反動のひとつとしてもとらえることができますが、明治4年5月23日に『古器旧物保存方』という太政官布告ができました。これにより、今日までの日

表1 文化財保護年表(概観)

明治元年(1868)	神仏分離令(廃仏毀釈運動)
明治4年(1871)	「古器旧物保存方」太政官布告
明治5年(1872)	壬申検査 湯島聖堂大成殿で博覧会
明治6年(1873)	ウィーン万国博覧会
明治21年(1888)	臨時全国宝物取調局の設置(宮内省)
明治30年(1897)	『古社寺保存法』制定 特別保護建造物、国宝ノ資格アルモノト定ム



図3 壬申検査 法隆寺中門



図4 壬申検査  
法隆寺南大門外  
馬場

本の文化的遺産を整えなおそうという動きがでできます。制度としてどうみるかはいろいろ議論があるところですが、制度のうえでは「わが国の文化財保護は百数十年の歴史をもっている」といっているのは、この太政官布告を基本にして文化財保存の道のりが形づくられてくるからです。

ちなみに、この布告の冒頭には「古器旧物ノ類ハ古今時勢ノ変遷制度風俗ノ沿革ヲ考証シ候為メ其ノ裨益不少候處自然厭舊競新候流弊ヨリ追々遺失毀壞ニ及ヒ候テ八寶ニ可愛惜事ニ候條各地方ニ於テ歴世蔵貯致シ居候古器旧物類別紙品目ノ通細大ヲ不論厚ク保全可致事」と記述されています。つまり、この布告をだした目的は、「古器旧物(今でいう文化財)の類は古今時勢の変遷や制度や風俗の沿革を知るものとして重要なものである」と述べています。注目すべき点は、文字どおり、歴史的な資料として文化財を保護しようとしたことです。美術品が対象となるのはもう少し後で、まずは歴史を証明する資料として文化財を保存することに、価